

料も甲地方、乙地方をなくし食料料を合計四千五百円とした。また、各種委員のうち現職議員はそれ以外の額を甲額とした。——以上の説明のうち質疑に入りまゐりました。

行政事務連絡員は五百円、ツツのりであるが、これについては広報もお知らせ等配付委託制度を取っているのでも、そのような事務の加重負担がなくなつた。その地非常勤職員においては「以内」では百人の額にされた。——「以内」と規定した場合はその額までという印象をよえなにかについて、その算訂上は医師の報酬を指し、現在は日当の幅が六ヶ内あるが各市町村の医師会の協定によるものであり、単独交渉をもつものではなため幅をもたせしめる。また、地方自治法による非常勤特別職については今回の表に沿つていないものがあり、それは報酬を支払うことになっております。報酬は条例で定めなければならぬとの規定があり、これらの運用面からその地非常勤特別職については「以内」にした。——などの質疑応答のうち採決の結果、全員が原案を可決すべきものと決定したのであります。

次であります。

引き続き議案第五十六号についての補足説明をいたします。議会の日条調査、選挙管理委員会等の証人等による報告等について旅費を支給することになっているものを、度費弁償を認め、日当を一日につき八百円を三ヶ内に宿泊料を甲地方、乙地方をなくし食料料を合計一千四百五十円に改めようとするものである。

質疑に入りまゐり、証人等の旅費を支給した例があつたか、——については、当市においては近年に例がなく、日条調査（について西の度費組合）において三年前ごろあつたが、一部事務組合であり、市の直接の支給はしてない。——等の質疑のち採決の結果、全員が原案を可決すべきものと決定したのであります。

以上で議案第五十六号、五十六号の補足説明を終つたのであります。

慎重に審議のうえ委員会報告しておりご決定くださるようお願いいたします。報告いたします。

議長（米次性男君） 以上で委員長の審査報告は終了しました。これより委員長の報告に対する質疑を許します。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（米次性男君） 以上で質疑を終ります。

四番（田村市郎君） この際動議を提出いたします。

たゞいま議題となっております議案オ五イ五号、議案オ六号については委員会報告しており決定されることを望みます。

（賛成」と呼ぶ者あり）

議長（米次性男君） おほりいたします。

たゞいま田村市郎君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員会審査報告により可決されることの動議が提出されるため、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（米次性男君） ご異議なしと認めます。よって議案オ五

号非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例および議案オ六号証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の以上二案は委員

会審査報告により可決されました。

議長（米次性男君） 日程オ五議案オ五イ七号と日程オ六議案オ五イ八号は一括して一括いたします。

日程オ五議案オ五イ七号 福生市長等の給与に関する条例の

一部を改正する条例

日程オ六議案オ五イ八号 福生市教育委員会教育長の給

与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

以上二案を一括して議題といたします。

本案について総務委員会に審査（を付託）してありますので、委員長から報告を願います。総務委員長 森田秀雄君

（総務委員長 森田秀雄君登壇）

。統務委員長（森田秀雄君）議案第百五十七号および議案第百五十八号
を一括して報告いたします。

（議案審査報告書朗読）別添参照

統務委員第百五十七号について補足説明を申しあげます。

本案についても福山市特別職報酬等審議会の答申に基
づき、三役の給与月額を市長二十八万円、助役十八万円、
収入役十七万円に改正しようとするものである。

質疑といたしまして、人事院勧告により課長級の給与が三役
を上回るが、——との点についても、審議会における検討の
対象にもなつてまいれば市長については二十八万円、助役については二十六

万円、収入役二十六万六千六百のアップとなっている。

以上のようは本案に対する説明および答弁がなされ、ついで採決の
結果、全員が原案を可決すべきものと決定した次第であり
ます。

続いて議案第百五十八号の補足説明をさせていただきます。

本案についても福山市特別職報酬等審議会の答申に

よるもので、月額二十七万円とするもので、従来との額の差はあくが
調整、扶養手当を加えており、地方の例にならうとしているので、
収入役と同額とするものであり、この改正により給与は月額とし、
手当はばくはるることになる。——と説明があり、若干の質疑ののち
採決の結果、全員が原案を可決すべきものと決定した次第であ
ります。

議長（末次隆男君）以上で委員長が審査報告は終了しました。

こより本案に対する質疑は行はします。

（一問一答）議長（末次隆男君）以上で質疑を終ります。

議長（末次隆男君）以上で質疑を終ります。

四番（田村市郎君）この際動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第百五十七号、議案第百五十八号
については委員会報告のとおり決定さることを望みます。

（賛成）と呼ぶ者あり

議長（末次隆男君）おはかりいたします。ただいま田村市郎君から所
定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員会審査報

答いおり可決された。この動議が提出されましたが本動議の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) ご異議なしと認めます。よって議案第九十七号福生市市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例および議案第九十八号福生市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の以上二案は委員会審査報告とおり可決されました。

議長(末次性男君) これより午前十時一時まで休憩いたします。

午前十時四十三分 休憩

午前十一時 開議

議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(末次性男君) 日議第七議案第九十九号と日議第八議案第九十九号は一括して上程いたします。

日議第七議案第九十九号 福生市一般職員の給与に関する

条例の一部を改正する条例

日議第八議案第九十九号 福生市職員の旅費に関する条例

の一部を改正する条例

以上二案を一括して議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。総務委員長 森田秀雄君

(総務委員長 森田秀雄君 登壇)

総務委員長(森田秀雄君) 議案第九十九号と議案第九十九号を一括

して説明をさせていただきます。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

説明をきまして補足説明を申しあげます。

給与 并当は条例によらなければ支給できないことになっているが、都下全部の市が特殊勤務手当を支給してあります。特殊は勤務に従事する職員に給与の一五%を越えは、範囲内において支給するもので、従来、税金の徴収、伝染病消毒、清掃作業等が

内の勤務に携わつていた場合は旅費を支給していたが、これにより手当として支給するものである。給料の五%以内とは本給に対する五%

であり、限度額は当初は五%の考え方である。該当職員の数は

現在考えているのは道路清掃作業員、税務徴収員、水道

検針、保母、速記、伝染病作業、精神病輸送、と高橋

のときなど、その勤務に一月五時間以上を充てて携わつた者で、

一日平均四時間以上の従事するもの。——以上の応答のうち採

決の結果、全員が可決すべきものと決定した次であります。

続いて議案第六号の補足説明をさせていただきます。

他市との均衡上、条例の一部を改正しようとするもので、管内

外旅費において食料を宿泊費の中に含め一本の支給とした。

管内旅費で伝染病、行路病人の取り扱ひ、徴税臨時出

張者の管内出張を削除し、一日あたりの定額旅費を定め、定

額として支給する。旅費の計算は片道百キロ以上の場合には急行

料金を支給する。日当については福生市と環境界を接して

いる昭島市、秋夕町、羽村町、瑞穂町の地域内は定額の二

分の一とする。これらの旅費、日当、宿泊料は別表の区分給支

表の格付けによる区分とした。これは十月度施行で四千万円ぐらゐの

増額となるが、現在の予算で執行できるとの心づ。——以上の応答

のうち採決の結果、全員が可決すべきものと決定した次であります。

議案第七号、本号ともども慎重の審議のうえ委員会報

告とおり可決くださいますようお願いいたします。報告いたします。

議長（米次郎男君）以上で委員長の審査報告は終了しました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（米次郎男君）以上で質疑を終ります。

。四番（田村市郎君）この際動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第六号、議案第六号

については委員会報告とおり決定さることを望みます。

（賛成）と呼ぶ者あり）

議長（米次郎男君）おわかりいたします。ただいま田村市郎君から

報告により可決されたものの、新議の提案をいふたが、本新議の
とおり決することにご異議ありませんか、

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(永次郎四郎君) ご異議なしと認めます。よって議案第九号
福生市の(一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、
議案第九号福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する
条例)の以上二案は本委員会報告により可決されました。

議長(永次郎四郎君) 日経第九議案第九号福生市児童手当条例
を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので委員長
長より報告を願います。 厚生委員長 関本吉君

(厚生委員長 関本吉君 登壇)

○厚生委員長(関本吉君) ご報告をいただきます。審査報告をいたしま
す。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

ただいま申しあげました議案第九号に対し、委員会における審
議の概要について補足説明を行なわせていただきます。

本案審議に先立ちまして、国における児童手当法の内容につ
きまして福祉事務局長より次の説明が行なわれました。

すなわち、今年三月法律第七十号をもって公布され、明年一月
から施行される国の児童手当法は、満十八才未満の児童を
対象とするが、全面的な施行はせず、昭和四十六年、四十七年
度においては十八才未満の児童を対象とするというように、段階的
に実施されることになっており、手当金は一般児童が支給
六月、七月、八月にそれぞれ四分の一ずつ内あて支給しようとする
ものであります。

なお、この手当額は制限があり、本人を含めて六人家族で
年収二百万円以下の所得児童が対象となっているが、この費用
の負担は各区分され、五人以上の従業員を有するところ
の厚生年金保険適用事業場、――すなわち、民間事業

におきましては事業主が千分の七、国が千分の六、残り千分の一を都
と市が半分ずつ負担、自営業者が——これは主として国民健
康保険適用者でございますが、この自営業者にあつては国
が大分の四、都と市がそれぞれ大分の一ずつ負担、公務員に
あつては各所属団体が全額負担することになっております。
なお、この窓の事務は各区市町村で行なうことになっております。
国の児童手当額の説明が行なわれたのでございまして、
説明して、本条例の細部についでつぎの説明が行なわれまし
た。

一回の全面改正の要否は、ただいま申しあげましたとおり、国の
児童手当法にならう、現行の年令制限も所得制限額も国
と同程度に引き上げざるを得ずとするもので、その主なる内容
といたしましては、現行条例では一般児童手当の対象児の年
令を義務教育終了前の子までとつてゐるのを三才引き
上げ、八才としたこと、所得制限を現行では市民税の所得
割が一万余円以下のおおむね年収百五十万円ということになり

ますが、この所得割が一万余円以下とつてゐたのを五万余円引
き上げて国と同様年収二百万円以下としたこと等が主なるもので、
その手当額は従来どおりで、そのほかは事務手続上の改正また
は厚生の整理等を行つたものである。

なお、現在児童手当の支給者は障害児であり、かつ、遺児
であるもの、額は月七千円でございますが対象者は二万四千名、

義務教育終了前であり一般児童に該当しない遺児月二ヶ
月六千八百八名、三才未満の障害児月五千円以下八名、一般
児童月三ヶ月四万六千名が適用対象者となつてゐるが、国
の法律の施行される、一般児童の四万六千名の対象年令
が三才引き上げの八才未満となること等により七百六千名の対象児童
が同緩和の八百万円となること等により七百六千名の対象児童
となるものと都の民生局では推定してゐる。——などの説明が行なわれ、
質疑に入つたのでございまして、

各委員から、手当は申告制となつてゐるが所得制限が上げられた
ことにより、それを知らない者があつてゐるのではないかといふ

らはどうするか、PRについては民生委員等の協力を求める考はないか、——との質疑があり、これに對しましては、理事者側より所得の認定については税務課と協議し認定したい。現在の受給者は問題がないが、新たに該当する者の増加の調査については十分これを打たせていくが、あわせてPRも徹底していきたい。民生委員については国の児童手当についての説明は行なったが、本条例が議会の可決を得られたなり、PRについての協力方をお願いしたいとの答へがけられた、ついで本案について採決の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

何となく本委員会の決定どおりで可決くださいますようお願いいたしますと補足説明いたします。

議長（米次性男君）以上で委員長の審査報告は終了しました。

（以下より委員長報告に対する質疑を行ないます。）

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（米次性男君）以上で質疑を終ります。

田村市郎君 この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第六号については本委員会報告どおり決定されることを望みます。

議長（米次性男君）おわかりいたします。ただいま田村市郎君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、本委員会審査報告どおり決することに異議ありませんか、

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（米次性男君）ご異議なしと認めます。よって議案第六号福岡市児童手当条例は本委員会報告どおり可決いたしました。

議長（米次性男君）日程第十一議案第六号児童手当等の助成に関する条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。厚生委員長 関本吉君

（厚生委員長 関本吉君登壇）

厚生委員長（関本吉君）審査報告を申しあげます。

（議案審査報告書朗読）別添参照

ただいまご報告申しあげました審査報告に対する補足説明を申しあげます。

ご承知のとおり本条例は、過日の本会議における理事者側の提案理由のとおとく、新設の条例であります。したがって本委員会といたしましても慎重なる審議を行なった次第でございます。

まず審議に先立ちまして、市民課長より次のとおり本案に対する細部説明が行なわれました。

(一) 本条例による即成対象となる者は、福山市に居住し、住民基本台帳法および外国人登録法の規定により登録を受けている者が死亡したときその火葬費および霊柩車の搬送に必要経費も即成しようとするものであること。なお外国人登録者は現在八百九十世帯であること。(二) 火葬費の即成は、狭小火葬場組合が定める火葬費——これは現行におきましては千五百円以下千二百円、千五百以上の死産児については六百円と定められているが、この金額を即成しようとする

ものであること。(三) また搬送費においては、貨物運送運賃料

金の定めるところにより、千二百未満が千六百円以上千二百五十円以下を加算した額を即成しようとするもので、当市の場合、火葬場までの距離を五段階に分けてあり、一番遠いのは熊川の端である千四百円あり、したがって一番遠いところの住民が死亡した場合は、搬送費として千八百八十円を即成しようとするものであること。——等の説明が行なわれ、質疑に入った次第であります。本案に対して各委員から発言は質疑が行なわれませんでした。その大要は次のとおりでございます。

(一) 死産児の場合、病院、指定の火葬場を使用したときまたは遭難事故死等により、地市町村の火葬場を使用した場合の火葬費も搬送費等の即成はどうなるか。(二) 火葬場組合以外の、例えば業者等の霊柩車を使用した場合の搬送費はどうなるか。(三) 地市町村ではこのような成を行なっているかどうか。(四) 即成の方法は現金交付か、または利用券交付等の方法によるのかどうか。——これらに対し、理事者側から、それらを

次の答弁がなされました。

(一) まず、死産児や遭難事故死等によつて組合火葬場以外の火葬場を使用した場合でも、火葬費によつては組合火葬場を使用したものとみなし、火葬場組合が定める金額分だけ助成する。したがつてそれ以上かつた場合は自己負担である。

搬送費によつては、その者が生前登録した市内居住地から組合火葬場までをそれる距離区分によつて助成する。この場合、先ほどご説明のとおり、市内の一番遠いところでも能く川越区の手廻りであるので、手廻りまでは二百六十円、残り四キロには七円を乗じた二百八十四円、合計二百八十四円が搬送費の助成最高限度ということになる。なお業者等の霊柩車を使用したときも同様である。(二) 他市町村でこのような助成を行なっているかどうかについては、狭小火葬場関係については入向市はやっていないが、羽村町、瑞穂町はすでに実施している。その他青梅市、八王子市等においても公費助成で無料化している。(三) 助成方法としては利用券交付ということも検討したが、火葬場組合

側の人員も十分な事務が敬慕難になつて不可能であるということ、現金交付の方法をとることにした。——等の答弁があり、ついで本案につて採決いたしましたところ、全員賛成なく、原案とおり可決すべきものと決定した次であり、何となく本委員会の決定とおり認可決めんことをお願ひ申しあげ補足説明いたします。

議長(末次性男君) 以上で委員長長の審査報告は終了しました。こより委員長報告に対する質疑を行ないます。

(要議なしと呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) 以上で質疑を終ります。

四番(田村市郎君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案が六十二号については委員会報告とおり決定を小人ことを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) おわかりいたします。ただいま田村市郎君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員会審